

*FEAT F.C.*



*FEAT F.C. 規約*

## 第 1 章 名 称

第 1 条 FEAT (フィート) F.C. (フットボールクラブ) と称する。

FEAT の意味は . 手柄、偉業 . 妙技、早わざ、芸当 である。

F : Fighting Spirit (闘志)

E : Enjoy (楽しむ)

A : Advance (前進)

T : Think (考える)

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 将来(高校生～社会人) より高いレベルでサッカーが出来るよう小・中学生の間に、しっかりした基礎を身につけることにより個人技術が上達し(クラブが強くなり)サッカーを楽しむことができることを基本理念とする。また、サッカーを通じて少年・少女の健康発達を促すと共に地域のサッカーの普及を推進する。

第 3 条 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- 一 . 週 1 回以上のサッカー練習
- 二 . 競技会への出場
- 三 . 競技会及び競技講習会の開催
- 四 . その他必要を認められる活動

## 第 3 章 会員及び入会資格

第 4 条 本クラブの入会は、小学 6 年生までとする。ただし、退会を希望するものは代表に申し出て認められれば退会できる。

第 5 条 本クラブに入会する者は、仮入会(1～2 週間の練習参加)後、保護者の同意を得て定められた入会届とクラブ会費の納入をもってこれを

認め、保護者も自動的に本クラブ育成会に加入したものとする。  
尚、入会は随時受け付けるものとする。

**第6条** 本クラブに入会する者は、スポーツ障害保険に加入するものとする。

## 第4章 組織・活動

**第7条** 本クラブは、選手、役員をもって構成する。

**第8条** 本クラブは、会員、会員の保護者（育成会員）をもって組織し、活動（運営）はボランティアで行うものとする。

**第9条** 本クラブは、このクラブの主旨に反する行為のあった者に対して、厳しく懲戒を行うことが出来る。また役員会において、退部させることが出来る。

**第10条** 指導員（監督およびコーチ）は、定期的にスタッフ会議を開催し、練習または試合における方針等を協議する。

**第11条** 練習中および行事中における発生事故については、各自が負うものとする。（特に問題等があれば役員と当事者が話し合うこともある。）

## 第5章 会 議

**第12条** 本クラブは、年1回以上の総会を開くこととし、場合によっては臨時総会を開くことができる。（2/3の出席数を持って成立する。）  
また、月1回の役員会を開き行事の決定を行う。

**第13条** すべての会議は、代表が招集する

## 第6章 会費及び会計

**第14条** 本クラブの経費は、寄付金、入会金、年会費および会費をもってまかなう。

**第15条** 入会金、年会費および会費については別紙のとおりとする。なお、徴収は、各月の最初の練習日とし、滞納者は役員会で処分する。

**第 16 条** 必要に応じて会費を臨時徴収する。

**第 17 条** 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日迄とする。  
ただし、会計報告作成が 3 月末日より早い場合は、それ以降にかかった費用は、次年度の会計とする。

## 第 7 章 そ の 他

**第 18 条** 政治、宗教、営利に当クラブの名称を利用してはならない。

**第 19 条** ユニホームは、上着のみクラブ所有とする。

**第 20 条** 送迎は、原則として各個人の責任おいて行うこと。発生事故等について、本クラブは一切責任を負わないものとする。夕方以降（日没）、自転車で通う会員は危険が予測されるので、必ず反射鏡（クラブより貸し出し）を着用すること。

**第 21 条** 練習および試合における保護者の参加（見学）については、当番制（強要）にしないために全保護者が参加（見学）を惜しまないこと。荷物当番についても、テントのみ役員が負担し、その他の荷物については特定の人に負担が偏らないよう育成会で管理すること。

**第 23 条** 会員は以下の事項を厳守しなければならない。

- 1 . 社会ルールを守り、他人に迷惑をかけず、他人への思いやりの気持ちをもつ事。
- 2 . クラブの仲間を信じ、お互いの信頼関係を築く事を心がける。
- 3 . 遅刻、無断欠席・退出等の団体行動を乱す行為をしてはならない。
- 4 . 自分自身の可能性を信じて、努力し、全てに関して前向きに行動するように努める。
- 5 . 礼儀を重んじ、学業との両立に努めること。

（付則）上記条項に定めなき事項は、役員会で協議・決定する。

役員については総会の時に選出・決定するものとする。但し、再任を妨げない。

本規約の改廃は役員会で審議し、総会で承認を得るものとする。

本規約は平成16年7月24日(第1回総会)をもって有効とする。

本規約は平成17年2月11日(第2回総会)をもって改正し、有効とする。

本規約は平成19年3月24日(第4回総会)をもって改正し、有効とする。

本規約は平成21年3月20日(書面における総会)をもって改正し、有効とする。

別紙

経費	金額	備考
入会費	1人 3,000円	入会時 きょうだいがいる場合人数に応じて徴収する。
	2人 5,000円	
	3人 7,000円	
年会費	1人 2,000円	新年度 継続または4月から6月の入会の場合
	1,500円	7月から9月の入会の場合
	1,000円	10月から12月の入会の場合
	500円	1月から3月の入会の場合
会費	1人 1,500円	月額 小6、小5、小4
	1人 1,000円	小3以下
スポーツ保険加入費	1人 1,150円	新年度

平成17年2月11日(第2回総会)改正

平成19年3月24日(第4回総会)改正

平成20年2月2日(臨時総会)改正

平成21年3月20日(書面における総会)改正